



5 江 監 第 6 1 4 号  
令和 5 年 1 2 月 1 5 日

江 東 区 長 殿

江東区監査委員 松 土 英 男  
同 藏 田 朝 彦  
同 にしがき 誠  
同 鬼 頭 たつや

令和 5 年度第 2 回定期財務監査の結果について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 1 条及び第 2 条第 1 項第 1 号に基づいて行った監査の結果を、同法第 1 9 9 条第 9 項、同基準第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

## 令和5年度第2回定期財務監査報告書

### 第1 監査の範囲

#### 1 監査の対象事項

- (1) 令和4年度一般会計
- (2) 令和4年度国民健康保険会計
- (3) 令和4年度介護保険会計
- (4) 令和4年度後期高齢者医療会計
- (5) 内部統制に関する事項

#### 2 監査の対象部（局・室・所）

政策経営部、総務部、危機管理室、地域振興部、区民部、福祉部、障害福祉部、生活支援部、健康部（保健所）、新型コロナウイルスワクチン接種推進室、こども未来部、環境清掃部、都市整備部、土木部、会計管理室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、区議会事務局、監査事務局

#### 3 監査の実施期日

令和5年6月5日から同年7月31日までの計37日間

### 第2 監査の手続

令和4年度各会計歳入歳出予算の執行状況について、資料を対象部（局・室・所）から求め、監査当日は関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合等、必要と認める監査を実施した。

また、保護第二課、城東保健相談所及び城東南部保健相談所の現地視察を行った。

監査対象工事については、工事概要調書及び工事工程表等の資料を併せて求め、監査当日は工事概要等の説明、質疑応答等を行った後、各工事現場で説明を聴取しつつ、関係書類との照査突合等、必要と認める監査を実施した。今年度は、江東区立深川図書館改修工事、塩浜一丁目道路改修工事、夢の島総合運動場内スケートボード場整備工事及び江東区立第二大島中学校改築工事について、各現場視察を行った。

### 第3 監査の主眼点

財務事務に関しては予算の執行、収入、支出、契約等が、工事に関しては設計、積算、契約、施工、検査等が、適正かつ効率的に行われているかどうか

ついて監査を実施した。

なお、今年度は、委託契約業務における個人情報の取扱いを重点監査項目として監査を実施した。

また、内部統制に関する事項については、令和元年度行政監査及びその後の定期財務監査報告書において言及した課題等に対する取組み状況を把握することを主眼に、監査を実施した。

#### 第4 監査の結果

財務事務全般にわたり、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理されていると認められたが、一部において別項指摘事項のような事実が認められたので、意見を付す。

なお、監査の際に散見された事務上の軽微な誤りについては、関係各課に対し、口頭で改善を促した。

また、内部統制に関する事項については、今後の取組み等について別項で意見を付す。

#### 第5 指摘事項

##### 1 支出事務を遅滞なく行うべきもの（こども未来部こども家庭支援課）

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金は、国より交付されていた。事業実績報告に基づき交付額が確定されたことに伴う超過交付分が発生したため、定められた納付期限までに返還することになっていた。

事業名	返還金	納付期限
令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 (先行給付金分)	326,731,881円	令和4年11月28日
令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 (追加給付金分)	325,673,714円	令和4年11月28日

上記2件の返還金に関する納付書類については、こども家庭支援課からの報告によると、東京都より令和4年9月6日付令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金交付額確定通知書とともに同課へ到達し、支払期限は同年11月28日とされていたが、返還手続きを失念したため支払期限と同日の処理となってしまった。

その結果、支払期限より1日遅れて支払われたため、年率10.95%で算定

された延滞金 195,721 円が発生した。

事業名	延滞金
令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（先行給付金分）	98,019 円
令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（追加給付金分）	97,702 円
計	195,721 円

本件指摘事項は、本来支出する必要のない延滞金を支出したことにより、区に損害を生じさせたものである。

補助金返還手続きを失念した要因として、業務執行にかかる確認体制の不備に加えて、急遽実施された本事業への対応に必要な職員体制の構築が不十分であったことが考えられる。

会計処理にあたっては、遅滞や遺漏が生じないよう課内における確認体制を総点検するとともに、職員一人ひとりの業務量を的確に把握したうえで必要な職員数を確保し適正に事務の分担を行う等、再発防止策を講じられたい。

## 2 歳入事務を適正に行うべきもの（教育委員会事務局地域教育課）

江東きつずクラブ条例第 9 条において定められている利用料の令和 4 年度収入未済繰越額と令和 3 年度末の収入未済額に 230,500 円の相違が生じていた。地域教育課の報告では、相違している金額の内訳や原因が不明であった。

江東区会計事務規則第 47 条において、当該年度において調定したもので、出納閉鎖期日において収入未済となったものがあるときは、その未済額を翌年度に繰越し、以下この例に従って順次繰越さなければならないと定められている。

本件指摘事項は、複数年にわたり生じていたものであり、確認体制の不備を指摘せざるを得ず、原因を究明し適正に修正されたい。

同利用料の取扱いにあたっては、同規則等の関係規定を遵守するとともに、管理の実態を再点検し、早急に事務執行体制を見直されたい。

## 第 6 監査委員意見

### 1 重点監査項目について

今年度は、委託契約業務における個人情報取扱いを重点監査項目として監査を実施した。その結果、概ね適正に処理されていることを確認したが、

一部の所管において、個人情報の取扱いに関する特記条項に定められた各種届書や誓約書が徴取されていない不適切な処理が見られた。

広報広聴課が作成する個人情報の取扱いに関する特記条項の説明書には、委託先事業者が区に提出しなければならない各種届書や誓約書は、個人情報の漏えいを防ぐための重要な届出書類であることが示されている。

[例（個人情報の取扱いに関する特記条項（説明書）より）]

- (1) 個人情報の取扱いに係る作業責任者等の書面による報告（第3条）
  - ・作業責任者及び作業従事者を把握することにより委託先従業員に対する抑制力が働く。
- (2) 個人情報を取り扱う場所の書面による報告（第4条）
  - ・作業場所の特定、把握により、委託業務の特性、個人情報の件数や内容に応じた作業環境上のリスクを認識する。
  - ・作業環境上のリスクを認識することで、外部委託事業者がとるべき保護措置が明確になる。
- (3) 秘密保持に関する誓約書の提出（第6条）
  - ・個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に秘密保持に関する誓約書を提出させることで、個人情報保護のための意識の向上と牽制を行えるようにする。

各課におかれては、個人情報を取り扱う業務の委託について、適正に届出がされているかについて改めて確認されたい。

また、個人情報の漏えいが発生した場合には区民からの行政に対する信頼を大きく損ねることになるため、委託先事業者において同特記条項を遵守しているかについても随時確認し、適宜指導監督をされたい。

## 2 内部統制に関する事項について

会計事務に関する内部統制については、各種マニュアルの提供、全庁掲示板を活用した金銭会計事務に係る事例やお知らせの周知、研修の実施等の取り組みが継続的に行われており、適正な会計事務の執行に向けた効果を期待している。マニュアルについては、利用者を考慮した内容とし、短時間で必要な情報を得ることができるよう工夫を重ねられたい。

また、会計処理チェック表を活用した業務のモニタリングについても、効果的な手法について検討を進められたい。

全庁的な内部統制体制の整備については、本監査においても具体的な進展状況が確認できなかった。江東区長期計画（令和2年度～令和11年度）における「開かれた区政運営による透明性の向上」において、「内部統制制度

の導入に向けた検討を進める」旨が、取組方針として示されている。本件の制度所管である企画課におかれては、事務の適正な執行を確保するため、費用対効果や職員の業務負担、包括外部監査の実施状況等を考慮し、導入について引き続き検討を進められたい。